

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

大阪市二次医療圏（西部・北部・東部基本保健医療圏）（大阪市福島区・北区・東成区）

2. 参加法人等

- ・医療法人英仁会（大阪ブレストクリニック、大阪ブレストクリニック梅田イーマ）
- ・医療法人岩本診療所（岩本診療所）
- ・医療法人さたクリニック（さたクリニック）

3. 理念・運営方針

（理念）

本法人は大阪府が進める地域医療構想の実現を図り、地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすよう努め、地域の住民が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう質の高い医療提供体制の確保を目指す。

（運営方針）

- ・参加施設の専門性を活かすことで医療機能分化を促進し、質の高い医療提供体制の充実を図る。
- ・参加施設で多職種による相互研修を行い、従事者の資質向上を促し地域医療の向上に貢献する。
- ・効率的で持続的な経営ができるよう、医療材料・医薬品の共同購入により医療資源の削減に貢献する。
- ・災害や感染症等の緊急時における情報共有体制を構築し、相互支援により地域医療の維持に寄与する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

- ・がん医療の提供体制における切れ目のない連携

がん診療における参加法人の特色を活かし、参加法人相互連携に積極的に取り組むことで、入院および外来の機能分担をすすめ、切れ目のない医療の提供体制を実現する。

- ・予防医療の充実

早期発見、早期治療のためがん検診などの受診率の向上を図るための広報と受診しやすい体制の構築を実現する。

- ・従事者の育成

従事者向けに医療安全、感染対策、がん診療等の勉強会や業務に関する情報交換を実施し、資質を向上させることで、地域医療サービスの質の向上に貢献する。

- ・医療資源の削減

参加施設間で高額医療機器の適正配置による重複投資を抑制することで医療資源の削減を構築する。また、医療材料、医薬品の情報共有により参加施設の経費節減・業務負担軽減を図る。

・非常事態時の医療提供体制

新興感染症発生時や災害時に速やかに情報共有及び相互支援を行うことで、継続的な医療提供体制の維持に貢献する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

医療、介護、予防、住まい、生活支援等に関する地域の事業所との連携を進め、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を支援する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。